

# 障害者虐待防止及び身体拘束 等の適正化に向けた取組

【株式会社エヴァーウイングル】

所在地：長野県長野市中御所1丁目16番地11 鈴正ビル4階

電話番号：026-217-8058 FAX：026-217-8068

# 株式会社エヴァーウイングル

## 法人概要

**サービス種別**：就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型のサービスを提供している。

**職員体制**：約 8 名

**利用者の状況**：A 型事業所、B 型事業所合わせ約 25 人の利用者がいる。障害種別としては、身体障害、知的障害、精神障害、難病等である。

## I 虐待防止に向けた取組

- ✓虐待防止委員会は法人全体で 1 つ設置している。
- ✓委員会は年に 1 回開催しているが、虐待の疑いのある事案が発生した場合は都度開催している。
- ✓虐待防止委員会の委員長は法人の代表取締役とし、委員は各事業所の管理者及びサービス管理責任者、第三者委員は法人の代表取締役が任命した社会保険労務士とする。
- ✓第三者評価の実施。法人の代表取締役が任命した社会保険労務士が検証や評価を行っている。またその内容を公表している。
- ✓委員会での議論や協議結果、評価は虐待防止委員長が各事業所の職員に文書を通じて周知し、虐待防止に向けた具体的な取組を行っている。
- ✓研修は年に 2 回程度実施し、主に地域の社会福祉協議会、行政主催の外部研修を活用している。

### I - 1 研修

#### ○研修内容

**内部**：過去の事例や資料を参考に、定期研修を事業所内で実施している。

**外部**：地域の社会福祉協議会、行政主催の研修などを利用しており、これらの研修では虐待防止及び権利擁護をテーマとして実施されている。研修に参加する職員は全員で、やむを得ない理由により参加できない職員には、研修資料を活用した伝達研修や参加した職員の感想

等を共有している。また新入職員には年度初めに開催される新人研修に参加してもらい、支援の質の向上に取り組んでいる。

### ○実施にあたっての工夫

職員が様々な研修に参加できるように、費用が発生する研修については法人がその費用を全額負担し研修参加を奨励している。

## I - 2 虐待防止委員会の設置等

### ○基本方針

虐待防止委員会は法人全体で1つ設置している。

### ○責任者の配置

虐待防止委員会の責任者は虐待防止委員長とし、委員長は法人の代表取締役とする。委員は各事業所の管理者及びサービス管理責任者、第三者委員は法人の代表取締役が任命した社会保険労務士とする。委員会での議論や協議結果は委員長が各事業所の職員に文書を通じて周知し、虐待防止に向けた具体的な取組を行っている。虐待防止に関する委員の役割は以下の通り。

**虐待防止委員長**：虐待防止に関する最終責任者。委員会全体の推進責任者。

**虐待防止委員**：現場での虐待防止の推進責任者。

**第三者委員**：第三者評価者。

### ○協議内容・協議結果の従業員への周知

虐待防止委員会は年に1回開催しているが、虐待の疑いのある事案が発生した場合は都度開催している。議論や協議結果は虐待防止委員長が各事業所の職員に文書を通じて周知し、虐待防止に向けた具体的な取組を行っている。

### ○第三者評価の実施・公表

法人の代表取締役が任命した社会保険労務士が検証や評価を行っている。評価結果は虐待防止委員長が各事業所の職員に文書を通じて周知し、また当該ホームページにて公表をしている。

### ○規程類の整備

当法人では、虐待防止対応規程を整備した。

### ○虐待防止委員会の整備にかかった期間

委員会の設置及び規程類の整備には2ヶ月程度要した。

### ○未然防止のための取組

各事業所で毎月、虐待防止チェックリスト（別紙1）やサービスの質の評価チェックリスト（別紙2）を用いて職員に振り返りを実施し、支援者が常に虐待防止を意識してサービスの提供を行えるように取り組んでいる。

## Ⅱ 身体拘束等の適正化に向けた取組

### ○身体拘束の適正化に関する指針等

「身体拘束ガイドライン」を策定している。

### ○身体拘束等の適正化に関する委員会の実施

虐待防止委員会の中で実施されている。また身体拘束が行われた際は、その都度開催し検証、対策を検討している。

### ○協議内容・協議結果の従業員への周知

委員会での議論や協議結果は虐待防止委員長が各事業所の職員に文書を通じて周知し、身体拘束等の適正化のための具体的な取組を行っている。

### ○研修の実施

研修は年に2回程度、主に地域の社会福祉協議会、行政主催の外部研修を活用している。

### ○身体拘束等の記録の実施

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を身体拘束記録（別紙3）に記録し、ご本人や家族また各関係機関に報告するとともに、身体拘束等の適正化に関する委員会を開催する。